

地震被災後の建築物の応急危険度判定について

県では、市町村災害対策本部の要請により、東北地方太平洋沖地震で被災した建築物の倒壊等による二次災害防止のため、応急危険度判定士の派遣を行いました。

応急危険度判定とは

○応急危険度判定は、地震直後、余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる**二次災害を防止**するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難すべきかを**応急的に**判定するために市町村が行う調査です。

応急危険度判定の実施について

○応急危険度判定は、**市町村が主体となり行われる**もので、市町村災害対策本部の判断により実施されます。
○県では、被災した建築物が多数かつ広範囲にわたる場合には、**市町村の災害対策本部の要請により、民間の関係団体と連携して**、「応急危険度判定士」の派遣を行います。

応急危険度判定の注意点

○応急危険度判定は、目視などによる**応急的な**調査により判定を行うものです。
○被災した建築物を引き続き使用する場合には**応急危険度判定とは別に**、どのような補修・補強をしたらよいかを建築の専門家に詳細に調査してもらう必要があります。
※調査には一定の費用がかかります。
○被災者生活再建支援法などによる支援を受ける場合に必要な**「り災証明」とは異なります。**
「り災証明」については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

今回の震災に伴う判定実績

■ 実施状況

① 実施期間：14日間(3/12(土)～3/25(金))

② 派遣判定士数：延べ 929人

③ 判定調査棟数：15,863棟

④ 判定実施市町村：28市町村(内訳：22市5町1村)

県支援：水戸市、石岡市、常陸太田市、潮来市、那珂市、桜川市、大洗町、鉾田市、神栖市、土浦市、稲敷市、阿見町、笠間市、小美玉市、常陸大宮市、常総市、行方市、利根町、河内町、美浦村(15市4町1村)

単独実施：日立市、結城市、高萩市、つくば市、ひたちなか市、北茨城市、茨城町、坂東市

(7市1町)

■ 判定結果

	派遣人員 (人・日)		判定棟数 (棟)	判定結果(棟)			判定対象市町村
				調査済	要注意	危険	
累計 (延べ数)	929	民間 382	15,863	9,618	4,684	1,561	22市5町1村 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、利根町、美浦村
		行政 547		(60.6%)	(29.5%)	(9.8%)	
3月12日(日)～ 3月18日(金)	784	民間 324	13,534	8,214	3,970	1,350	22市4町 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、利根町
		行政 460		(60.7%)	(29.3%)	(10.0%)	
3月19日(月)～ 3月24日(木)	143	民間 58	2,280	1,383	688	209	9市2町1村 日立市、土浦市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、神栖市、行方市、小美玉市、茨城町、河内町、美浦村
		行政 85		(60.7%)	(30.2%)	(9.2%)	
3月25日(金)	2	民間 0	49	21	26	2	1市 神栖市
		行政 2		(42.9%)	(53.1%)	(4.1%)	